

公益財団法人全日本柔道連盟 顧問・参与の就任基準内規

(目的)

第1条 この内規は、定款第31条に基づき、本連盟に深く関与し柔道界のために多大な貢献をした者を顧問及び参与に委嘱する場合の基準について定める。

(顧問)

第2条 顧問は、次の各号の一に該当する者の中から選任する。

(1) 本連盟の理事で、会長、副会長、専務理事、および地区の連盟会長を1期以上務め、満60歳以上で理事を退任する者。

ただし、理事から他の役職（監事、評議員および代議員）に変更する者は除く。

満60歳未満で顧問就任の要件を満たす者は、満60歳を迎えた時点で顧問に就任するものとする。

(2) 柔道界のために多大な貢献をした、政界、官界、スポーツ界の者で会長が推薦する者。

(3) その他、会長が推薦する者。

2. 顧問に就任した者が、再度、理事・監事、評議員および代議員に就任した場合は、一度顧問を退任し、理事・監事、評議員および代議員を退任した時に、再度顧問に就任する。

(参与)

第3条 参与は、次の各号の一に該当する者の中から選任する。

(1) 本連盟の理事・監事、評議員および代議員を1期以上務め、満60歳以上で退任する者。

ただし、現役職から他の役職（理事・監事、評議員および代議員）に変更する者は除く。

満60歳未満で参与就任の要件を満たす者は、満60歳を迎えた時点で参与に就任するものとする。

(2) その他、会長が推薦する者。

2. 参与に就任した者が、再度、理事・監事、評議員および代議員に就任した場合は、一度参与を退任し、理事・監事、評議員および代議員を退任した時に、再度参与に就任する。ただし、後に顧問就任の要件を満たした場合は、理事会の承認を得て顧問に委嘱する。

(選任)

第4条 顧問・参与の就任については、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(任期)

第5条 顧問および参与の任期は、選任後8年以内に終了する最終事業年度末とする。

2. 顧問または参与に就任後、再び理事・監事、評議員および代議員に就任し、一旦顧問または参与を退任した場合は、最後に理事、監事、評議員、または代議員を退任した日を基準として8年以内に終了する最終事業年度末とする。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、理事会が行う。

付則

1. この内規は、平成3年10月23日から施行する。
2. この内規は、平成7年7月1日から一部改定して施行する。
3. この内規は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
4. この内規は、平成26年10月16日から一部改正して施行する。
5. 4. の改正に合わせ、既に就任している顧問および参与の任期は、改正日から丸6年度、または就任日から8年以内に終了する最終事業年度末の遅いほうとする。
6. この内規は、平成29年10月2日から一部改正して施行する。